

産業機械統制會統制品目

産業機械統制會

0863

原動機（發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車ヲ除ク）及生産用機械

機	種	範	國	說	明
一 蒸氣罐及同部分品					
(一) 水管罐（造船統制會會員又ハ會員タル團體ノ					
團體員ノ製造スル船用					
ノモノ及發電用ノモノ					
ヲ除ク以下第四號ニ至					
ル迄同ジ）					
(二) 煙管罐					
(三) 圓罐					
(四) 特殊罐					
(五) 部分品					
波形管寄					
節炭機					
空氣豫熱器					
給水加減器					

0864

二 蒸氣タービン

蒸氣タービン（ガスター

ビン）ヲ含ミ造船統制會々

員又ハ會員タル団体ノ團

体員ノ製造スル船用ノモ

ト及發電用ノモノヲ除ク

三 蒸氣機關

蒸氣機關（造船統制會々

員又ハ會員タル団体ノ團

体員ノ製造スル船用ノモ

四 内燃機關及同部分

品  
（一）ディーゼル機關（造船統

制會々員又ハ會員タル

団体ノ団体員ノ製造ス

ル船用ノモノヲ除ク以

下第五號ニ至ル迄同ジ）

（二）燒玉 機關

（三）ガソリン機關

（四）ガス 機關

（五）石油 機關

0865

五 水 車  
六 水 壓 鐵 管

(三) 水 門	(一) 水 壓 鐵 管	除ク	水 車 (發電用除モノヲ)	ノヲ 除ク	放 熱 器 (自動直用ノモ)	ノヲ 除ク	内 部 給 油 器 (自動直用)	ノヲ 除ク	ピ ス ト シ リ ン グ (自動)	車 用 ノ モ ノ ヲ 除 ク	造 ス ル モ ノ ヲ 除 ク	燃 料 噴 射 装 置 (自動車)	部 分 品 專 業 工 場 ノ 製	(七) 部 分 品	(六) 燃 料 噴 射 電 氣 點 火 機 關
---------	-------------	----	---------------	-------	----------------	-------	------------------	-------	--------------------	-----------------	-----------------	-------------------	-------------------	-----------	-------------------------

七 鐵塔（電氣專業用）

ニ限ル

八 生産機器及同部分  
品

(一) 鐵塔

(二) 鐵柱

(三) 鐵構

(一) 試錐機

(二) 掘鑿機（掘出機ヲ含ム）

(三) 採金船

(四) 鑿岩機

(五) 切炭機

(六) 鑿井機

(七) 採油機

(八) 破砕機（ミル、微粉機、

カモグナイザ、破解機、

裂破機、潰液機、壓潰機、

機、ケーシングレツタ

0867



(一八) 熔鋼處理機

(一九) 鑄造機 (鑄鉄機型込機)

鑄物砂處理機及マツド

ガンヲ含ム)

(二〇) 鑄物處理機 (砂吹機ヲ

含ム)

(二一) 鑄砂試験機

(二二) 壓搾機

(二三) 蒸溜機 (精溜機及昇華

機ヲ含ム)

(二四) 蒸 煮 機

(二五) 蒸發機 (蒸發鍋及濃縮

機ヲ含ム)

インゴットケース、インゴットケース用定盤注入金具、トリベ其ノ他之ニ類スルモノ

鑄肌清磨機、砂吹機其ノ他之ニ類スルモノ

0869

(六) 混合機 (攪拌機、捏和機及乳化機ヲ含ム)

(七) 濾過機

(八) 分選機

(九) 集塵機

(一〇) 洗滌機

(一一) 乾燥機

(一二) 冷却機 (冷凍機ヲ含ム)

(一三) 反應機

(一四) 回收機

(一五) ガス發生機 (乾溜機ヲ

含ミ自動車用ノモノヲ

除ク)

硝化機、熱成機、醱酵機、分解機、解離機、觸媒反應機、浸漬機、オートクレープ、硬水軟化機、吸着塔、脫硫器、オゾナイザ、電解機、電鍍機、凝固機、解膠機、其ノ他之ニ類スルモノ

(三) 熱交換機	(四) 焙 燐 爐	(五) 燒成機 (燒結機、骨粉再 燒機、電極燒成爐及セメ ント回轉窯ヲ含ム)	(六) 成 型 機	(七) 溫濕度調整機	(八) ガス分離精製機 (空氣液 化機ヲ含ム)	(九) 氣體又ハ液体貯藏槽	(十) 結晶機 (グレイナヲ含ム)	(十一) 吸 着 機	(十二) 吸 收 機	(十三) 飽 和 機
錠劑製造機、圓鑽機、煉瓦製造機等 乾濕機、除濕機及調濕機ヲ含ム										

0871

九 金屬工作機械ニ

(一) 槌機

(五) 部分品  
 反應筒  
 人絹用ノスル

(四) 特殊氣體壓縮機

(四) 特殊送風機

(四) 抽出機 (浸潤機ヲ含ム)  
 (四) 特殊ポンプ

耐酸ポンプ、耐アルカリポンプ、高圧ポンプ、ヘーラストポンプ、タールポンプ、ビスコースポンプ其ノ他之ニ類スルモノ  
 エンケ式送風機、亞硫酸ガス送風機、石炭ガス送風機、浸潤ガス送風機其他之ニ類スルモノ  
 石炭ガス壓縮機、炭酸ガス壓縮機、窒素ガス壓縮機、水素ガス壓縮機、混合ガス壓縮機其他之ニ類スルモノ

0872

119. 10.

シテ切削研磨用  
ノモノ以外ノモ  
ノ及同部分品

- (一) 製網機
- (二) 振機
- (三) 折疊機
- (四) 引拔機
- (五) 屈曲機
- (六) 矯正機 (矯正ロールヲ含ム)
- (七) 打簀及剪斷機
- (八) 打簀機 (フライグシヤ  
及オツトソーヲ含ム)
- (九) 打簀機
- (十) ホルト製造機及製鉄機

(一) プレス (型込鍛造機及  
鍛造ロール機ヲ含ム)

(二) 壓延機

(三) 打貫機

(四) 剪斷機 (フライグシヤ  
及オツトソーヲ含ム)

(五) 打簀及剪斷機

(六) 曲ロール

(七) 矯正機 (矯正ロールヲ含  
ム)

(八) 屈曲機

(九) 引拔機

(十) 製網機

(十一) 振機

(十二) 折疊機

(十三) 打貫機

(十四) 打簀機 (フライグシヤ  
及オツトソーヲ含ム)

(十五) 打簀機

非  
合  
用  
ノ  
モ  
ノ  
ヲ  
含  
ム

非  
合  
用  
ノ  
モ  
ノ  
ヲ  
含  
ム

非  
合  
用  
ノ  
モ  
ノ  
ヲ  
含  
ム

非  
合  
用  
ノ  
モ  
ノ  
ヲ  
含  
ム

非  
合  
用  
ノ  
モ  
ノ  
ヲ  
含  
ム

非  
合  
用  
ノ  
モ  
ノ  
ヲ  
含  
ム

0873

No. 11

二〇 運 搬 機

(五) 部 分 品

- ロール
- ロールガンク
- チルチングテーブル
- マニプレータ
- 壓延機用巻取機
- サブプレス
- 成型機
- 蓄勢機
- (一) 起重機

非金剛用ノモノヲ含ム

ガントリ起重機、天井走行起重機（原料起重機、鋼塊起重機、焼入起重機、鍛造起重機、装入起重機「床上機ヲ含ム」及トリ起重機「鑄入機ヲ含ム」ヲ含ム）ジブ起重機（ロコモチブ起重機、橋梁架設機及無限軌道起重機ヲ含ム）浮起重機、塔形起重機  
 (箱形起重機ヲ含ム)  
 陸揚機、積込機、ケーブル起重機、テルハ

0874

<p>(二) 卷上機 (船用補機専業工場ノ製造スル船用ノモノヲ除ク)</p>	<p>デリック、絞揚起重機、可搬荷揚機、其ノ他之ニ類スルモノ          ホイスト (チエンブロックヲ含ム)、ウインドラス、キヤスプスタン、スピツブホイスト、揚鉤機、巻取機其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム</p>
<p>(三) コンベヤ (シユートヲ含ム)</p>	<p>空氣コンベヤ、バケツエレベータ、フイダ、トリンマ其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム</p>
<p>(四) エレベータ (自動階段ヲ含ム)</p>	<p>可搬昇降機ヲ含ム</p>
<p>(五) 索道 (軌條架空索道ヲ含ム)</p>	
<p>(六) ジャツキ (自動車用ノモノヲ除ク)</p>	<p>ビームジャツキ及リフチングジャツキヲ含ム</p>
<p>(七) 運車</p>	

0875

二 傳導裝置

(ハ) 轉車臺 (輕軌條用ノモノヲ除ク)

(九) 其ノ他ノ運搬機

移動ホツバ

ミユール

カーダンバ

(一) 液体變速裝置 (造船統

制會會員又ハ會員タル

團体ノ團体員ノ製造ス

ル船用ノモノヲ除ク)

(ニ) チエン (製鐵事業法ノ

適用ヲ受クル鐵鋼品及

鑄鋼品、可鍛鑄鐵品、

鑄鎖、自動車用タイミ

ングチエン竝ニ自轉車

用ノモノヲ除ク)

傳導用以外ノモノヲ含ム

二三 汎用水力機

(三) サイクロギヤ

(一) 汎用ポンプ (船用補機  
専業工場ノ製造スル船  
用ノモノヲ除ク)

(二) 水壓機 (八又八九ニ屬  
スルモノヲ除ク)

(三) 液壓發動機 (造船統制  
會會員又ハ會員タル團  
体ノ團体員ノ製造スル  
船用ノモノヲ除ク)

一三 汎用風力機

(一) 汎用送風機 (船用補機  
専業工場ノ製造スル船  
用ノモノヲ除ク)

(二) 氣體壓縮機 (真空ポン  
プヲ含ミ船用補機専業  
工場ノ製造スル船用ノ  
モノヲ除ク)

0877

一四 其ノ他ノ座ノ機械

(三) 空氣機械

(一) 包裝機 (荷造機及箱詰機ヲ含ム)

(二) 塗附貼着機

(三) 容器製造機

(四) 燃焼装置 (車輛又ハ車輛部分品專業工場ノ製造スル油燃焼機ヲ除ク)

(五) フィルム穿孔機

(六) 噴霧機 (農機具ニ屬スルモノヲ除ク)

(七) 鹽素滅菌機

空氣手ハンマ、空氣ドリル、空氣グラインダ、空氣動ボン、空氣ホイスト其ノ他之ニ類スルモノ

製箱機、製罐機及製袋機 (織機、ミシンヲ除ク)

備考

專業工場トハ當該工場ニ於ケル當該物品ノ生産額が當該工場ニ於ケル總生産額ノ八割以上ヲ占ムル工場ヲ謂フモノトス